

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領

制定

19 生産第 9424 号

平成 20 年 3 月 31 日

農林水産省生産局長通知

最終改正 令和 5 年 4 月 1 日付け 4 農振第 2680 号

第 1 趣 旨

鳥獣被害防止総合対策交付金による対策の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和 4 年 3 月 31 日付け 3 農振第 2333 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 2 事業の内容

要綱第 4 第 2 項に定める事業の内容は、次に掲げるとおりとする。なお、その詳細については、第 3 に定める別記 1 から別記 7 までに掲げるとおりとする。

1 鳥獣被害防止総合支援事業

市町村等が作成する被害防止計画に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「特措法」という。）第 9 条第 1 項の鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）等が行う捕獲等による鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 9 条の許可を受けて行う農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害捕獲」という。）、侵入防止柵の設置等による被害防除及び緩衝帯の設置等による生息環境管理の取組を総合的かつ計画的に実施する事業とする。

また、地域の実情及び要綱第 3 の目的を達成する観点から、要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の（1）の整備を行う事業（以下「整備事業」という。）として、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

市町村が作成する被害防止計画に基づき、都道府県が主導して行う農地周辺等における広域捕獲活動、大量捕獲技術等の新技術の実証・普及活動及び実施隊員確保のための人材育成活動を実施する事業とする。

3 都道府県広域捕獲活動支援事業

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な方針（平成 26 年環境省告示第 133 号）における数の調整の目的により許可された捕獲のうち、特措法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく市町村からの要請を受けて林地奥等で実施する広域的に分布又は移動するイノシシ、シカによる農林水産業被害の防止を目的とした広域な捕獲活動（以下「広域捕獲活動（個体数調整）」という。）、広域捕獲活動（個体数調整）を検討するための生息状況調査等及び捕獲従事者を確保するために行う高度な捕獲技術を有する人材の育成活動を実施する事業とする。

4 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成 25 年 12 月 26 日付け環境省及び農林水産省取りまとめ）等の目標達成等に向けて、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費について、捕獲頭数に応じた支払いを実施する事業とする。

5 鳥獣被害対策基盤支援事業

鳥獣被害の防止対策を担う地域リーダーや捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催等を実施する事業とする。

また、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法を実証・確立するため、捕獲技術や被害防止技術等について調査・検証し、検討会を開催するとともに、対策手法に関する調査報告書等を作成・公表する取組を実施するものとする。

さらに、捕獲鳥獣を利用した食肉（以下「ジビエ」という。）等の全国的な需要拡大及び利活用推進を図るため、捕獲から需要までの関係者が一体となった情報共有体制の構築や普及啓発活動等の取組を実施するものとする。

6 全国ジビエプロモーション事業

全国的なジビエ等の消費拡大を図るため、キャンペーン期間を設定した協賛飲食店等とのフェア開催、消費者に対してジビエ関連情報の発信等のプロモーションを実施する事業とする。

7 鳥獣被害防止対策促進支援事業

農作物等被害の低減を図るため、中山間地域等における侵入防止柵の設置による被害防除を実施する事業とする。

また、ジビエの需要拡大及び利活用促進を図るため、処理加工施設への広域搬入体制のモデル構築、ジビエ料理に関する指導やメニュー開発等の取組を実施する事業とする。

第 3 事業別事項

1 鳥獣被害防止総合支援事業：別記 1

- 2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業：別記 2
- 3 都道府県広域捕獲活動支援事業：別記 3
- 4 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業：別記 4
- 5 鳥獣被害対策基盤支援事業：別記 5
- 6 全国ジビエプロモーション事業：別記 6
- 7 鳥獣被害防止対策促進支援事業：別記 7

(別記 6)

全国ジビエプロモーション事業

第 1 事業実施主体

- 1 要綱別表の区分・事業種類欄の 2 の (6) に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いいうる体制を有しているものとする。
- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第 2 事業の内容等

- 1 事業の内容（要綱別表の区分・事業種類の欄の 2 の (6) 関係）

(1) ジビエフェア開催事業

全国的なジビエ等の消費拡大を図るため、ジビエフェアに協賛する飲食店等（以下「協賛飲食店等」という。）を募り、ジビエフェアを次により開催する。

ア ジビエフェアの開催、周知等

- (ア) ジビエフェアは年 1 回以上（延べ 3 か月程度）開催する。
- (イ) ジビエフェアのポスター等 P R 資材を作成し協賛飲食店等に配布するとともに、ジビエフェアの概要等について SNS やマスメディア等を通じた情報発信を行う。また、関係団体等と連携し効果的な情報発信を行う。
- (ウ) 各地で開催されるジビエ関連イベント等の情報を収集し、それらのイベント主催者等に対しジビエフェアとの連携を働きかける。

イ 協賛飲食店等の募集、開拓等

- (ア) 協賛飲食店等を募集・把握し、その店舗情報を発信する。
- (イ) 協賛飲食店等の募集・把握のため、ジビエの調理方法の注意点、カタ肉やスネ肉等の低需要部位の有効利用等による料理レシピ、食肉処理加工施設の情報等を提供する説明会を開催する。また、試作料理のためのジビエを調達・提供する。

ウ ジビエフェアの運営等

- (ア) ジビエフェア開催期間中における協賛飲食店等や食肉処理加工施設等との連絡調整等適切な運営に努める。
- (イ) ジビエフェアにおけるジビエ料理の販売状況等に関するアンケート

ト調査や取組結果の分析を行う。

オ 報告書等

アからエまでの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

(2) ジビエ需要拡大・普及推進事業

ア ジビエ関連情報の発信等

ジビエやジビエペットフード、皮革等に関する各地のイベント・店舗情報等の収集やプロモーション動画の作成を行い、消費者に対し、SNSやイベント等を通じて情報を発信する。また、学生によるプロモーションなどの体験コンテンツの開発等、多様なライフスタイルに応じたジビエ等の関わり方の提案を行う。

イ 報告書等

アの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

2 実施基準

(1) 事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。

(2) 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

(3) 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表のとおりとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

第3 交付額

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(6)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、90,000千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施手続

(1) 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長の求めに応じ、交付申請書の提出より前に、事業実施計画を提出しなければならない。

(2) 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

2 事業実施計画の作成

1の(1)に定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第1号によるものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

1の(2)に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第1号によるものとする。

4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第2号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本事業の実施状況を農村振興局長に報告するものとする。

なお、実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第3号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

第6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容の評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

第7 事業の状況報告

1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。

3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第8 推進指導

国は、ジビエ等の利用拡大の効果的な推進が図られるように、関係団体等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

第9 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5年度の1年間とする。

第10 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

別表

全国ジビエプロモーション事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容	留 意 点
設 備 備 品 費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費	・取得単価が 50 万円以上の設備については、2 社以上の見積書（当該設備を販売する社が 1 社しか存在しない場合を除く。）及びカタログを提出すること。
消 耗 品 費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費	
旅 費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃 金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。 ・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻	

	訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費	
委 託 費	本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・委託費は、交付金の額の 50%を超えることはできない。 ・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
そ の 他	事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費	

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第 1 号（別記 6 の第 4 の 1 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度全国ジビエプロモーション事業の実施計画の提出（変更協議）
について

令和〇〇年度において、全国ジビエプロモーション事業を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）別記 6 の第 4 の 1 の（1）（別記 6 の第 4 の 1 の（2））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の全国ジビエプロモーション事業（事業実施計画書）を添付すること。

(別添)

○ 全国ジビエプロモーション事業のうちジビエフェア開催事業（事業実施計画書）

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. ジビエフェアの開催、周知等	円	円	円	
2. 協賛飲食店等の募集、開拓等				
3. ジビエフェアの運営等				
4. 報告書等				
5. その他（ ）				
計				

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(2) ジビエフェアの開催、周知等の概要

--

(3) ジビエフェアに協賛する飲食店等の募集・開拓等の概要

--

(4) ジビエフェアの運営等の概要

--

時期	参加店舗数	開催概要	備 考

(5) 報告書の作成

報告書等の作成の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

(6) 事業実施スケジュール

取組 内容	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
1・・・												
2・・・												
3・・・												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(7) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2) から (4) のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

(別添)

○ 全国ジビエプロモーション事業のうちジビエ需要拡大・普及推進事業（事業実施計画書）

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. ジビエ関連情報の発信等	円	円	円	
2. 体験コンテンツの開発等				
3. 報告書等				
4. その他（ ）				
計				

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(2) ジビエ関連情報の発信等の概要

--

(3) 体験コンテンツの開発等の概要

--

(4) 報告書の作成

報告書等の作成・配布の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

(5) 事業実施スケジュール

取組 内容	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
1・・・												
2・・・												
3・・・												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(6) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2) 及び (3) のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば、記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記6の第4の4関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（全国ジビエプロモーション事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第3号（別記6の第5関係）

全国ジビエプロモーション事業
事業実施状況報告書
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号
農林水産省生産局長通知）別記6の第5の規定により別添のとおり報告する。

（注） 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則

- 1 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度までに実施した事業に関して平成 30 年 3 月 31 日までに行われる別記 3 第 2 の 2 の（2）の確認等については、別記 3 第 2 の 2 の（2）の規定に関わらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。

附 則

この通知は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和4年12月2日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。
- 3 この通知による改正前の本要領に基づき広域コンソーシアムが行った事業については、事業の評価を除き、なお従前の例による。